

令和2年8月11日

建設業者各位

廿日市市  
(建設部建設総務課)

## 新型コロナウイルス感染症の影響による配置技術者等の取扱いについて

本市では、建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）及び現場代理人の適正配置等について、『廿日市市発注の建設工事における技術者等の適正配置について（改正）』により運用していますが、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた工事について、以下のとおり、配置制限等を緩和します。

### 1 対象となる工事

廿日市市が発注する建設工事で、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたことが認められるもので、次の要件に該当するもの

- (1) 技術者等及び現場代理人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- (2) 感染拡大防止対策のために現場代理人及び技術者等の配置の継続が困難な場合  
(学校の臨時休業に伴う育児のため、工期等に大幅な変更が発生した場合等)
- (3) 資材や作業員等の調達に影響が生じた場合
- (4) 学校における工事で、夏休み期間の短縮により工程に影響が生じた場合
- (5) その他、新型コロナウイルス感染症による影響が明らかなもの

### 2 現場代理人及び技術者等の途中交代について

上記1の工事にあつては、途中交代を認めます。

ただし、上記1(3)～(5)にあつては、工期を延伸した場合に限ります。

なお、交代する技術者等は、当該工事において求められる資格等を有する者とし、受注者に恒常的な雇用関係にある技術者がいない場合限り、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととします。

### 3 現場代理人及び技術者等の兼務制限の緩和

- (1) 現場代理人又は技術者等を途中交代する場合は、交代後に配置される現場代理人又は技術者等が兼務できる件数の算定から除外します。
- (2) 工期を延伸した場合は、直近の契約の工期末を超えた期間に限り、兼務できる件数の算定から除外します。

### 4 現場代理人及び技術者等の兼務や途中交代における事務取扱について

現場代理人及び技術者等の兼務や途中交代にあつては、工事担当課(複数の工事担当課に跨がる場合は、すべての工事担当課)の承諾が必要となりますので、工事打合せ簿等の書面により承諾を得てください。

なお、工事打合せ簿等には、各工事において適切な施工ができる体制を確保するための対策等を記載し、工事担当課の確認を受けてください。